

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企画課) 第9条 略 (1) 所管行政に関する総合的又は基本的な政策の企画、立案及び総合調整に関すること。 (2)～(4) 略 <u>(5) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること</u> （組織犯罪対策課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。 <u>(6)～(12)</u> 略 2 略	(企画課) 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること。 <u>(5)～(11)</u> 略 2 略
(人事課) 第10条 略 <u>(1) 部の事務の総合調整に関すること。</u> <u>(2)～(10)</u> 略 (11)～(15) 略 2 略	(人事課) 第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 <u>(1)～(9)</u> 略 <u>(10) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること</u> （組織犯罪対策課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。 (11)～(15) 略 2 略
(少年課) 第17条 略 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7) 前号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。</u>	(少年課) 第17条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</u> <u>(7)</u> 略 <u>(8) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。</u>

(8) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

（生活環境課）

第18条 略

(1)～(7) 略

(8) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(9)～(18) 略

2 サイバー犯罪対策室においては、前項第9号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。

（統括参事官）

第35条の3 略

（政策・国際企画官）

第35条の4 警務部に、政策・国際企画官1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 政策・国際企画官は、上司の命を受け、第9条第1項第1号から第5号までに掲げる事務のうち特に重要な事項に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

（参事官）

第36条 略

（首席師範）

第40条の2 略

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第8号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(9) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の施行に関すること。

（生活環境課）

第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

(8)～(17) 略

2 サイバー犯罪対策室においては、前項第8号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。

（統括参事官）

第35条の3 略

（参事官）

第36条 略

（首席師範）

第40条の2 略

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第7号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。